

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 3 月 22 日 提出

浜田地区広域行政組合  
管理者 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 26 日 専決

浜田地区広域行政組合  
管理者 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

公務中の物損事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 21,805 円
- 2 損害賠償の相手方